

入札説明書（入札公告）

令和3年1月20日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

なお、本入札は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、**郵便方式で実施する**ものとし、入札事務に関係のない公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）の職員1人が開札に立ち会い、**開札における入札者の立会い、傍聴はできない**こととする。

1 入札に付する事項

- (1) 名 称 大阪市立大学阿倍野キャンパス医学分館棟所蔵資料移動業務委託
- (2) 履行場所 大阪市阿倍野区旭町1-4-3
大阪市立大学学術情報総合センター 医学分館棟
その他仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日 ～ 令和3年9月30日
- (4) 仕様等 仕様書のとおり

2 入札参加資格

次に掲げる要件を、**入札参加申請時から落札決定時までの間すべてを満たした者**は入札に参加することができる。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。
- (7) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿又は令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)大阪市入札参加有資格者名簿に業務委託種目コード「171: 図書等整理」で登録していること。
- (8) 当該入札に参加しようとする者で、「資本関係・人的関係等に関する調書」により関連会社とみなされた者は1者しか参加することができない。
- (9) 平成28年4月1日以降に元請けとして契約締結し、大学図書館においてNACSIS-CATでの所蔵登録業務を、年間3,000件以上登録した実績を有すること(契約期間中の案件については、1年以上の履行実績を有するもの)
- (10) 平成28年4月1日以降に元請けとして契約締結し、大学図書館における書架整備に関して、本業務と同等規模(5,000冊以上)の業務を完了した実績を有すること(契約期間中の案件については、1年以上の履行実績を有するもの)

3 入札参加申請

(1) 申請書類

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 一般競争入札(郵便方式)参加申請書(様式第1号)・・・1部
- ② 資本関係・人的関係等に関する調書(様式2)・・・1部
- ③ 契約実績調書(様式第3号)・・・2部
- ④ ③に記載した契約実績について、実績を証明できる契約書等の写し及び、当該施設の概要を確認できる書類・・・2部

※その他提出書類に関し、説明・追加資料をもとめることがある。なお、提出された書類は返却しない。また、受付後の一般競争入札(郵便方式)参加申請書の撤回は認めない。

(2) 申請書類等の受付期間および受付場所

- ① 受付期間 公告の日から令和3年2月3日(水)までの土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)

② 受付場所 契約担当課（16. 担当課(1)に同じ）

(3) 申請書類は、入札参加申請期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかの方法によるものとする。

(4) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

(5) 提出された資格審査資料は、提出者に無断で他に使用しない。

4 入札参加資格の確認通知

一般競争入札（郵便方式）参加申請書を提出した者に対し、その結果を令和3年2月15日（月）付で一般競争入札（郵便方式）参加申請書に記載の担当者あてFAXにて通知する。また、入札参加資格を認めなかった者には、参加できない理由を付して通知する。

5 仕様書に関する質問

仕様等の内容についての質問は、次のとおりとする。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

① 受付期間 公告の日から令和3年2月15日（月）までの土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

② 質問方法 公立大学法人大阪ホームページ「入札・調達情報」（以下「ホームページ」という。）の大阪市立大学「入札・契約情報サービス」の「各種様式等」に掲載している「仕様書に対する質問書」に記入し、事前に契約担当課へ電話連絡の上、持参またはFAXにて受け付ける。（受付先：契約担当課 TEL：06-6605-2042 FAX：06-6605-3611）

③ 回答方法 令和3年2月19日（金）付でホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

6 契約条項を示す場所

ホームページの本案件の記事に掲載

7 入札書の提出期限及び提出場所

① 提出期限 令和3年3月2日（火）午後5時必着

② 提出場所 契約担当課（16. 担当課(1)に同じ）

8 開札の日時及び場所

① 日時 令和3年3月3日（水）午後2時

② 場所 大阪市立大学1号館1階入札室

9 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申請期限までに申請をしなかった者

(2) 入札参加資格を認められなかった者

- (3) 入札参加申請時から開札日までの間において、公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けた者
- (4) 入札参加申請時から開札日までの間において、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当した者

10 入札方法

- (1) ホームページの本案件の記事に掲載している所定の入札書をダウンロードして使用すること。なお、入札書は、本法人より紙での配付を行わない。
- (2) 入札書は入札用封筒に入れて封かんし、さらに対象案件ごとに郵送用封筒に入れて、**「一般書留」又は「簡易書留」**のどちらかによる方法で、入札書提出期限までに指定された場所に到着するように提出しなければならない。
- (3) 入札用封筒及び郵送用封筒には、必ず、案件名称及び郵便入札参加者名（住所又は事務所所在地、商号又は名称、氏名又は代表者氏名）を記載すること。封筒サイズ及び記入方法は、大阪市立大学阿倍野キャンパス医学分館棟所蔵資料移動業務委託の契約に係る一般競争入札（郵便方式）入札心得の別紙「郵便入札用封筒について」のとおりとする。
- (4) **入札書は、本法人への直接持参は認めない。**
- (5) 入札書提出期限までに到達しない入札書は無効扱いとする。
- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) **入札書の「くじ番号」欄に、任意の3桁のアラビア数字「000～999」を記入すること。「0」の桁も必ず記入すること。**
- (8) **開札の立会いは、入札事務に関係のない本法人の職員1人が行うものとし、郵便入札参加者等の開札の立会い又は傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から認めないものとする。**
- (9) 入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (10) 開札の結果、落札者がいないときには、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は2回以内とする。再度入札の日時等については、開札日の午後5時までにホームページの「お知らせ」に掲載し、**再度入札の参加資格を有する入札者のみに再度入札の方法についてFAX等で通知する。**
- (11) 再度の入札には、次に該当する者は参加することができない。
大阪市立大学阿倍野キャンパス医学分館棟所蔵資料移動業務委託の契約に係る一般競争入札（郵便方式）入札心得第10条第2項の規定に該当する者

11 入札保証金等に関する方法

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項の規定に該当する場合は免除

12 入札の無効

- (1) 大阪市立大学阿倍野キャンパス医学分館棟所蔵資料移動業務委託の契約に係る一般競争入札（郵便方式）入札心得第7条の規定に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格のない者の入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (4) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 本法人所定の入札書を用いないでした入札
- (6) 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札
- (7) 入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を留保したうえで、大阪市立大学阿倍野キャンパス医学分館棟所蔵資料移動業務委託の契約に係る一般競争入札（郵便方式）入札心得の別紙「くじの方法」に定めるところにより、落札者を決定する。くじは開札日と同日に行うものとする。

14 入札結果の公表

- (1) 入札結果はホームページの「入札結果」に掲載する。なお、落札者がある場合は、落札者へ電話又はFAXにて結果を通知し、落札者以外への個別通知は行わない。
- (2) くじにより落札者を決定した場合は、同価入札者名、同価入札者に付与した抽選番号、同価入札者のくじ番号及びその合計額、合計額を同価入札者の数で除した「余り」等を、ホームページの「お知らせ」に掲載する。

15 契約書の提出

- (1) 落札者は、契約担当課が交付する契約書に記名押印し、指定する期限までに提出しなければならない。
- (2) 契約担当課が指定する期限までに契約書を提出しないときは、落札はその権利を失う。この場合は、落札金額（長期継続契約にあたっては、落札金額を1年あたりの額に換算した額）の100分の2に相当する違約金を徴収するとともに、公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を行うことができる。

16 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 法人事務局 法人管理部契約経理課
〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号
TEL : 06-6605-2042 FAX : 06-6605-3611

(2) 主管課

公立大学法人大阪 市立大学事務局 大学運営部学術情報課 医学分館担当
〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号
TEL : 06-6645-3491

17 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札をした者は、入札後、仕様書、図面、設計書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、契約を行わないものとする。
- (4) 契約金額が500万円以上の場合、落札決定後契約締結までに、ホームページの大阪市立大学「入札・契約情報サービス」の「各種様式等」に掲載の誓約書を提出すること。
- (5) この公告に定めのない事項については、大阪市立大学阿倍野キャンパス医学分館棟所蔵資料移動業務委託の契約に係る一般競争入札（郵便方式）実施要綱、大阪市立大学阿倍野キャンパス医学分館棟所蔵資料移動業務委託の契約に係る一般競争入札（郵便方式）入札心得、本法人の定める諸規定及びその他各種法令の定めるところによる。
- (6) 入札を辞退するときは、開札までに、入札辞退届を持参又は郵送にて契約担当課（16. 担当課(1)に同じ）に到着するように提出しなければならない。一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。
- (7) 本案件における契約条項について、変更を予告してある場合を除き、原則として6. 契約条項を示す場所で掲げている契約条項から変更できないものとする。
- (8) 本案件は、大阪府及び大阪市の補助事業として実施するため、大阪府及び大阪市の補助金交付決定がされない場合は、契約の締結は行わない。この場合、本法人は一切の損害賠償の責を負わないものとする。また、契約の締結は大阪府及び大阪市の補助金交付決定日以降とする。